

○第8回化学物質・汚染物質専門調査会幹事会

日時：平成24年2月23日（木）16：00～17：53

議事概要：

（1）清涼飲料水中の化学物質（硝酸性窒素・亜硝酸性窒素、バリウム、ニッケル、ふっ素）の規格基準改正

1）硝酸性窒素・亜硝酸性窒素

・審議の結果、硝酸性窒素の耐容一日摂取量（TDI）を $1.5\text{mg}/\text{kg}$ 体重/日、亜硝酸性窒素のTDIを $15\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*硝酸性窒素、亜硝酸性窒素は、自然界の窒素循環の一部を担っています。

これを利用した、例えば、硝酸カルシウムなどの硝酸塩は主に無機肥料に使用され、亜硝酸ナトリウムは食品防腐剤として、特に塩漬け肉において使用されています

2）バリウム

・審議の結果、TDIを $20\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*バリウム化合物は、有機顔料、製紙、管球・光学ガラス等広く工業用地に利用されています。火成岩や堆積岩中に微量元素として存在しています。

3）ニッケル

・審議の結果、一部確認を要する点があり、その点を確認した上で、食品安全委員会に報告することとなった。

*ステンレス鋼、特殊鋼、メッキ、蓄電池、非鉄合金、触媒等の材料として使用される物質です。鉱山排水、工場排水あるいはニッケルメッキ製品からの溶出により水道水に混入することがあります。

4）ふっ素

・審議の結果、一部確認を要する点があり、その点を確認した上で、食品安全委員会に報告することとなった。

*水中にフッ素イオンが存在するのは、主に地質や工場排水の混入に起因します。自然界に広く分布するホタル石はフッ化カルシウムが主成分であるため、温泉地帯の地下水、河川水に多く含まれることがあります。